

## ペットの飼育に関する確約書

私 \_\_\_\_\_ は、建物内におけるペットの飼育につき、下記条項を厳守する証として本確約書を差し入れいたします。

### 記

1. ペットに関する第一遵守事項を確認したことで、敷金より退去時に室内消毒等の現状復旧金として充当されるも異議なきものと約束いたします。尚、復旧工事が多岐にわたり、預かり金以上に発生した時はこれについても支払うものとする。
2. ペットは監督官庁の指示に従い、狂犬病予防注射・鑑札登録を受けたものに限定する。
3. ペットの排出物の処理は、保険衛生上早急に処理し排便・排尿は専用かつ決められた場所とする。
4. 和室以外の洋間・リビング及び通路は床面保護の為カーペット等を敷くものとする。
5. 吠え声・悪臭・シラミ・ダニ等による他人に迷惑を及ぼさないよう保健衛生やしつけに気を付ける。

以上本契約の証として本書二通を作成し、賃貸人・賃借人双方記名押印の上各一通を保有致します。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

賃貸人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

賃借人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## ペットの飼育に関する遵守事項

### 第一 遵守事項

1. 動物は共用部分（広場）で飼育しない。
2. 飼育者は人及び建物に対して、気をつけること。
3. 動物は清潔にし、毛の飛散に注意すること。
4. 動物の糞・尿は、散歩の際責任を持って処理すること。
5. 苦情が発生した場合は飼育者は責任を持って対処・解決する。
6. ペットの飼育をする際、届け（所定の確約書）を提出すること。

#### \* 糞の処理方法

- ・ ビニール袋とペーパーを持って歩くこと。（持たない場合散歩禁止）
- ・ 糞はビニールに包み持ち帰ること。

#### \* 尿の処理方法

- ・ 排尿は、壁・階段・手摺り等に行った際は、水で洗い流すこと。

#### \* 外部から散歩へ来る者への対応

- ・ 当入居者が糞は持ち帰るよう、もしくは処理するようにする。また、ペーパーやビニール袋を持参でない場合は散歩禁止を注意する。

### 第二 管理会社

管理会社は上記の遵守事項を守らないものに対して指導することができる。

### 第三 禁止事項

管理会社は前期の指導に従わない者をペット飼育禁止とする。

### 第四 その他

動物については、建物の構造・周囲の環境から小型犬1匹とする。